

ID: 109

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境施設課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例 第4条		
例 規 番 号	昭和39年条例第20号		
【根拠条文】 (使用の許可) 第4条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日